

「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況の確認及び評価の実施について

令和3年1月1日に施行した「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）について、条例第14条に基づき、年度ごとに関連施策の実施状況を確認し、評価を行います。

なお、当該評価については、ホームページにて公表します。

（施策の実施状況の確認及び評価）

第14条 市は、この条例に基づく施策の実施状況を確認し、及び評価した上で公表し、施策に反映するものとする。

## 1 対象となる施策

対象となる施策は、条例第2章に定める施策とし、施策ごとに関連する取組について取組状況を確認し、当該内容について評価を行います。取組については、「芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画」において示した取組のうち、本条例に関連する取組を対象とします。

【第2章 障がいを理由とする差別を解消するための施策】

|   |   |
|---|---|
| <p>1 <u>障がいの理解</u>に関する施策の実施<br/>（条例第8条）</p>     | <p>1-1 市民及び事業者の理解を深めるための研修等の実施</p> <p>第1項 市は、障がい及び障がいのある人に対する市民及び事業者の理解を深めるため、研修その他必要な施策を実施するものとする。</p> <p>1-2 障がいのある人とない人との相互理解を深めるための事業等の実施</p> <p>第2項 市は、障がいのある人とない人との相互理解を深めるため、障がいのある人とない人が互いに交流することができる機会の提供その他必要な施策を実施するものとする。</p> |
| <p>2 <u>合理的配慮の提供支援</u>に関する施策の実施<br/>（条例第9条）</p> | <p>2 合理的配慮の提供支援に関する事業の実施</p> <p>市は、事業者が合理的配慮の提供を行うことができるよう、合理的配慮の提供支援に関する施策を実施するものとする。</p>  |
| <p>3 <u>社会参加の機会の拡大</u><br/>（条例第10条）</p>         | <p>3 社会参加の機会を拡大する事業等の実施</p> <p>市は、障がいのある人の社会参加の機会を拡大するため、事業を実施するに当たっては、障がいのある人もない人も共に参加できるよう努めるものとする。</p>   |
| <p>4 <u>政策形成過程への参画</u><br/>（条例第11条）</p>         | <p>4 政策形成過程への参画</p> <p>市は、市政に関する政策形成過程において、障がいのある人（その家族及び支援者を含む。）からの意見の聴取を行うよう努めるものとする。</p>   |

## 2 評価の視点

各取組において、4つの社会的障壁（バリア）の解消に資する取組であったかどうかを評価の視点とします。

|                     |  |
|---------------------|--|
| ◆ 4つの社会的障壁<br>(バリア) | ①物理的なバリア<br>②制度的なバリア<br>③文化・情報面でのバリア<br>④意識上のバリア |
|---------------------|--|

### 物理的なバリア

出入り口や通路に段差がある 等

電車やバスなどの公共交通機関、道路や建物などで、利用する人に不便さを感じさせる物理的なバリアのことで、

例えば

▶ 点字ブロックの上にある自転車

例えば

▶ 駅のホームと電車とのすきま

例えば

▶ 座ったままでは届かない位置にあるもの

### 制度的なバリア

障害を理由に就職の試験が受けられない 等

社会のルールや制度によって、その人が持っている力を出すことができる機会をうばわれているバリアのことで、

▶ 障害による困難さがあることを理由に、学校の入試、就職や資格試験などの受験や免許などを与えることを制限する。

### 文化・情報面でのバリア

目の不自由な人のための音声案内が出ない 等

情報の伝え方が十分でないために、必要な情報が平等に得られないバリアのことで、

例えば

▶ 視覚に頼ったタッチパネル式のみのおもてなし

例えば

▶ 音声のみによるアナウンス

例えば

▶ 分かりにくい案内や難しい言葉。

### 意識上のバリア

「かわいそうだから」と特別扱いはしない 等

心ない言葉、偏見や差別、無関心など、困難さがある人を受け入れないバリアのことで、

例えば

▶ 障害がある人に対する理解がなく、変な目で見たりかわいそうに存在だと決めつけたりすること。

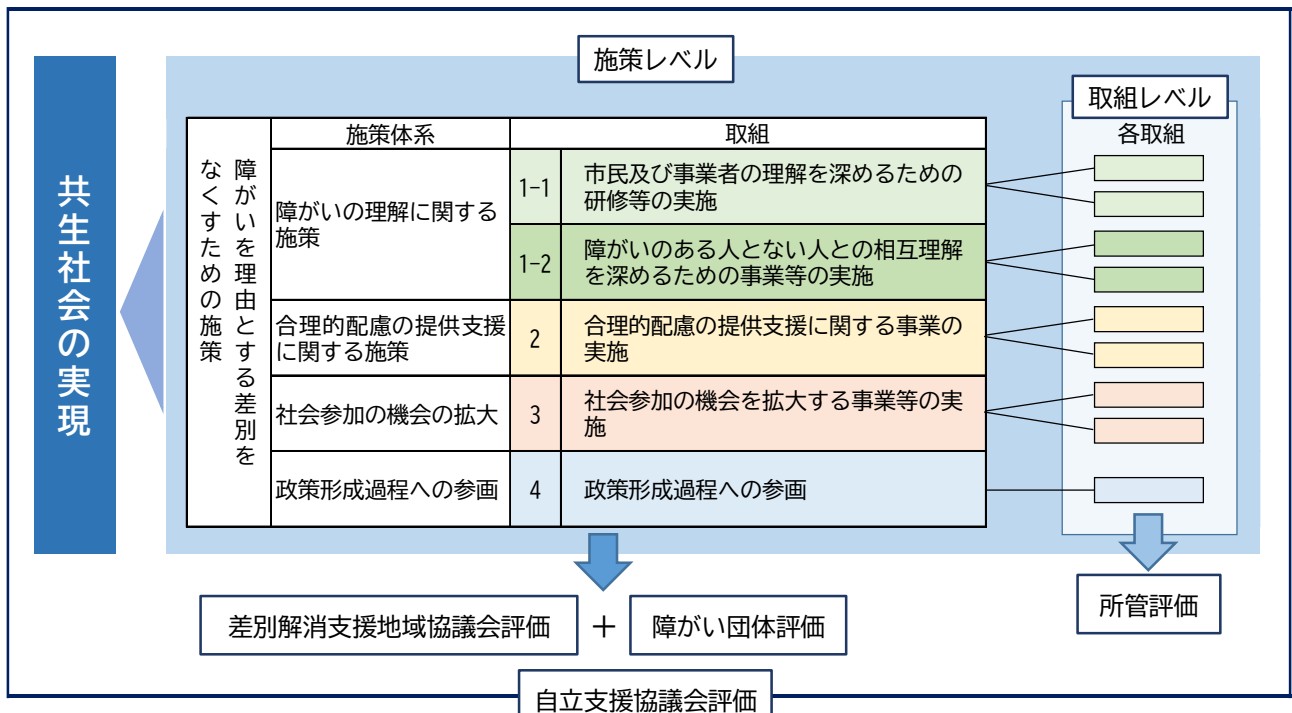
例えば

▶ 点字ブロックがあることに関心がなく、その上に立ったり物を置いたりすること。

出典 文部科学省「心のバリアフリーノート」

## 3 評価方法

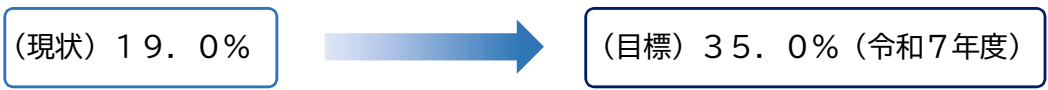
### (1) 評価体系



①取組レベルでの所管評価 → ②施策レベルでの障がい者差別解消支援協議会・障がい団体評価 → ③本会において総合評価 の流れで行います。

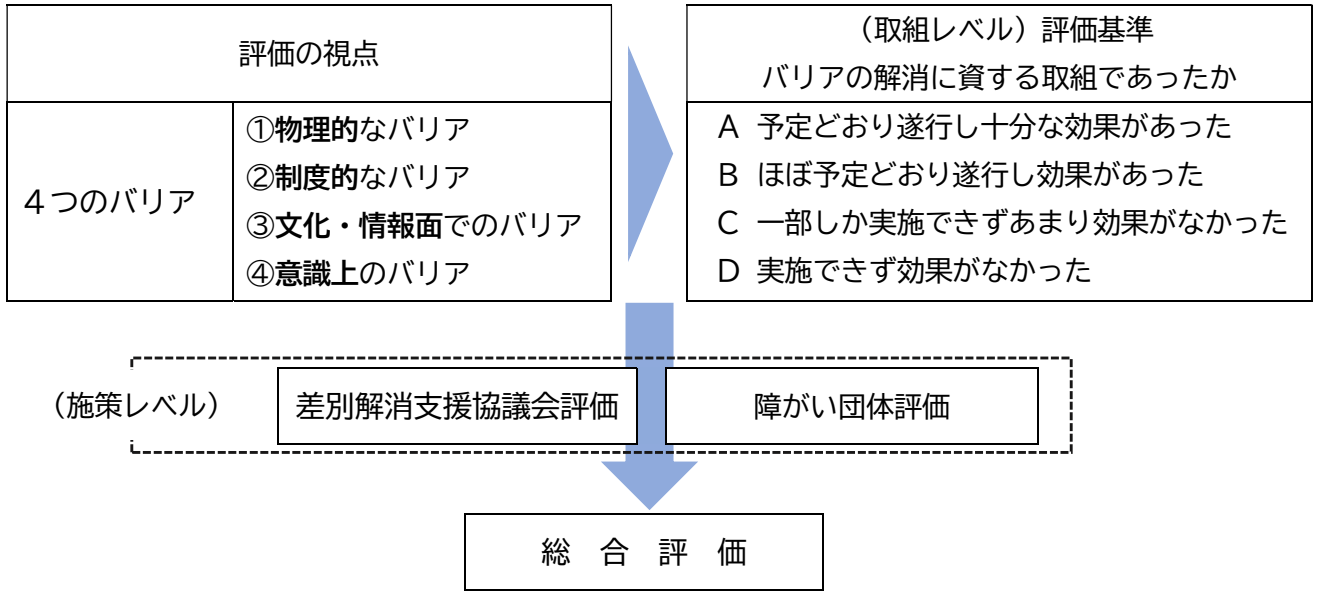
◆第5次芦屋市総合計画における設定指標

障がいのある人に対する地域の理解が進んできたと感じる人の割合



(2) 評価基準

「2 評価の視点」から、下記評価基準に基づき各段階において評価を行います。



4 スケジュール (案)

- 4月～6月 取組状況の確認と事業実施所管課における所管評価 (取組レベル)
- 7月 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会に報告・協議会評価 (施策レベル)  
障がい団体評価 (施策レベル)
- 8月 芦屋市自立支援協議会にて総合評価
- 9月 ホームページにて公表